

令和5年度 第5回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

令和5年7月21日（金） 午後1時30分から午後3時05分まで

2 場 所

千葉県自治会館9階大会議室

3 出席者

委 員：菊地委員長、齋藤副委員長、
井上委員、近藤委員、松田委員、高橋委員、八田委員、岡山委員（8名）

事務局：環境生活部 井上部長、江利角次長、熱田環境対策監
環境政策課 青柳課長、田中副課長、高橋班長、丸山主査、
岩城副主査

傍聴人：2名

4 議 題

- (1) 委員長及び副委員長の選出について
- (2) 大塚山処分場増設事業（第四処分場建設及び第三処分場（3-2）嵩上げ）に係る環境影響評価方法書について（答申案審議）
- (3) その他

5 結果概要

- (1) 委員長及び副委員長の選出について
委員長には菊地委員が、副委員長に齋藤委員がそれぞれ選任された。
- (2) 大塚山処分場増設事業（第四処分場建設及び第三処分場（3-2）嵩上げ）に係る環境影響評価方法書について（答申案審議）
事務局から資料に沿って説明があり、答申案審議が行われた。
- (3) その他
特になし。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1 大塚山処分場増設事業（第四処分場建設及び第三処分場（3－2）嵩上げ）に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2 大塚山処分場増設事業（第四処分場建設及び第三処分場（3－2）嵩上げ）に係る環境影響評価方法書に対する意見（論点整理）【新旧対照表】
- 資料 3 大塚山処分場増設事業（第四処分場建設及び第三処分場（3－2）嵩上げ）に係る環境影響評価方法書に対する意見（答申案）
- 参考 1 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 参考 2 令和5年度第4回千葉県環境影響評価委員会（6月16日開催）における主な意見及び事務局の回答
- 参考 3 市長意見の提出状況

別紙 審議等の詳細

議題（２）大塚山処分場増設事業（第四処分場建設及び第三処分場（３－２）嵩上げ）に係る環境影響評価方法書について（答申案審議）

○事務局より資料１～３について説明。

（委員）

悪臭について、図書では、発生源とそこから一定の距離が離れた風下側の地点を調査して、濃度を予測すると記載されており、発生源からの距離減衰を考えていると思われる。

距離減衰を適切に確認する上で、現在の（風下の）調査地点が適切であるのか（離れすぎていないか）疑問である。また、調査地点を増やすことも検討したらどうか。

（事務局）

どのように意見に盛り込むか、委員会の終了後に相談させていただきたい。

（委員）

別の埋立処分場で実施されている調査内容を踏まえても、２地点だけで調査するのは不相当かと思う。もっと早く意見しておけばよかったが、よろしく願いしたい。

（委員）

資料２の６ページの２（３）水質で塩化物イオンのことが書かれているが、電気伝導度も大事だと思う。通常、水質検査において電気伝導度は測定しないのか。

（委員）

通常、pH、電気伝導度、水温は簡単に計測できるので、水質検査の基本である。

（事務局）

事務局から補足させていただく。県のアセスメント条例の基本的な環境影響評価項目の

中に、BOD、COD、pH等があり、電気伝導率が入っていない。

(委員)

基本的な環境影響評価項目の中に電気伝導度が入っていないのであれば、入れた方が良いのではないか。

(事務局)

廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」において、最終処分場の構造、維持管理及びその維持管理の中で何を測定するかが定められている。その中で、電気伝導度又は塩化物イオンのどちらかの測定をするということになっているので、それを前提にして、過去に保有水が漏えいした時に検出されたのが塩化物イオンだったということで、この事業者は塩化物イオンに注目して、維持管理をしているところである。

(委員)

答申案の前文の「サシバやオオタカをはじめ希少な動植物の生息又は～」と文章が書いてあることについて、ここであえて特定の種名を入れて鳥類の話を出してるにも関わらず、各論では鳥類に関する記述がないというのは、ちょっと違和感がある。過去の質疑応答を確認しても、前委員からこれに関して一つも意見等がなかったのに、なぜ前文にサシバやオオタカを盛り込んだのか気になった。

(事務局)

特に鳥類に係る意見が前委員からあったということではなく、事務局の方で自然環境が豊かな例示として、サシバやオオタカを記載した。ご指摘のとおりで、「サシバやオオタカをはじめ」というのが、その後に繋がらないので、「～山林に囲んで、貴重な動植物の生息又は生育～」と修正したい。

(委員)

繁殖場所としての希少性というのはどの程度かわからない。重要であるのであれば、

それを考慮して環境影響評価するようにといった文言を各論に追加するなり、その辺りは必要に応じて鳥類の専門家で聞いて決めていただきたい。

(事務局)

承知した。

(委員)

表現上の話だが、資料3の2各論(1)アやウ、(3)悪臭のところの文末で、「必要に応じて”環境影響評価を行うこと。」との記載がある。その”必要に応じて”というのがどのような意図なのか確認したいので説明いただきたい。

(事務局)

“必要に応じて”と加えている意図としては、必ず環境影響評価することを事業者に対して求めるのではなくて、例えば(3)悪臭であれば、シートを剥がしたときにどれだけ悪臭が想定されるか、それほど想定がされないのであれば、環境影響評価の実施までは求めないなど、状況に応じて、という意味を含めている。

(委員)

事業者判断という理解で合っているか。

(事務局)

準備書の段階で事業者見解が示され、それに対して意見する機会があるので、完全に事業者判断に任せるのではない。

(委員)

今の話で、”必要に応じて”という文言の有無で違いがあるのであれば、2各論(1)のアとイでは、意味合いが違うということでしょうか。

(事務局)

その通りである。

(委員)

確認だが、“必要に応じて”という言葉は、これまでも答申で頻繁に使われていたか。

(事務局)

これまでの答申でも使っている言葉である。

(委員)

もちろん強弱をつけることは重要であると思うが、最終的にどうするのかは事業者側の判断なので、あえて狭めるような言葉を入れて逃げ場所を作る必要もないと思う。

(委員)

「～環境影響評価を行うこと。」という文言にしてしまうことで、強弱をつけるため、“必要に応じて”を入れているのであれば、例えば、(1) 大気質、騒音及び振動アであれば、「騒音及び振動の影響について評価を行うこと」のように、評価結果を示してもらってどのような判断を事業者がしたのかを求める記載にしてはどうか。

事業者が必要ないとどう判断したのか、判断基準がこちらに伝わらない可能性がないか。

(事務局)

準備書の中で、方法書への知事意見に対する事業者の見解を示す必要があり、その事業者見解では不十分と判断される場合には、環境影響評価を行うことと改めて準備書の段階で意見することができる。

(事務局)

補足させていただく。各論2(1)アを例とすると、工事の実施に伴う発生土の仮置き場に破碎施設を設置する場合に発生する粉じん、騒音及び振動の影響について意見するもので、これに関して影響があると考えるのは、この委員会での議論の中で、環境影響があ

るのではないかという見解をもとにしている。これに対する事業者の見解がわからないまま影響が確実かどうか推測の中で意見をするものなので、事業者の見解として環境影響評価が必要かどうか確認した上で、事業者に判断してやっていただく必要があるという意味を込めて、“必要に応じて”という言葉を入れている。

ちなみに2（1）イについて、“必要に応じて”を入れていないのは、委員会での事業者への質問等のやりとりの中で、この発生土置き場、発生土仮置き場の粉じんについては、委員と事業者の質疑応答の中で、事業者が環境影響評価を行うという見解があったことから、ここからは“必要に応じて”を省いている。

（委員）

（“必要に応じて”を入れるかどうかは）委員会と事業者の間で意見の統一がされているか、されていないかによるという理解でよろしいか。

（事務局）

その通りである。

（委員）

事務局に修正案を作成してもらって、委員長、副委員長で相談して取りまとめという形になるのかと思う。

（事務局）

そのようにさせていただければと思う。

（委員）

事務局は対応願う。以上で議題の審議を終了する。